甲003

庶第２３００号
令和８年９月１７日

保有個人情報の開示をする旨の決定について（通知）

宮　部　龍　彦　様

大阪法務局長　中　尾　　彰

令和８年７月２７日受付第１５号で開示請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）第８２条第１項の規定に基づき、下記のとおり、開示することに決定したので通知します。

記

１　開示する保有個人情報（　全部開示　・（部分開示））

令和８年２月３日付け人第９０号の文書及び令和８年２月３日付け人第９１号の文書に係る人権侵犯事件記録一式のうち、「第１分類（報告書関係）」の文書一式

２　不開示とした部分とその理由

別紙のとおり

※　この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、法務大臣に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して１年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。
また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和３７年法律第１３９号）の規定により、この決定があったことを知った日から６か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所、大阪地方裁判所又は行政事件訴訟法第１２条第４項に規定する特定管轄裁判所にこの決定の取消しを求める訴訟を提起することができます（なお、この決定があったことを知った日から６か月以内であっても、決定の日から１年を経過した場合には、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができなくなります。）。
ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しを求める訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日から６か月以内に提起することができます（なお、裁決の日から１年を経過した場合は、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができなくなります。）。

３　開示する保有個人情報の利用目的

人権侵犯事件の調査及び処理に利用するため

４　開示の実施の方法等（同封の説明事項をお読みください。）
(1) 開示の実施の方法等
保有個人情報開示請求書において希望された開示の実施の方法等により、開示を実施できます。
＜実施の方法＞　写しの送付
なお、下表に記載した方法のうち、保有個人情報開示請求書において希望された開示の実施方法と異なる方法を選択することもできます。この場合には、希望する開示

の実施の方法等を選択して申し出てください。

開示の実施の方法	
①事務所における開示	閲覧又は複写機により複写したものの交付
②写しの送付の方法	準備に要する日数及び送付に要する郵送料については、(3)を御確認ください。

(2) 事務所における開示を実施することができる日時、場所
期　間：令和８年９月１８日から令和８年１０月１７日まで
時　間：午前８時３０分から午後５時１５分まで
（土・日曜、祝日及び年末年始の休日を除く。）
場　所：大阪法務局総務部庶務課　大阪市中央区大手前三丁目１番４１号
大手前合同庁舎５階

(3) 写しの送付を希望する場合の準備日数、郵送料（見込額）
日　数：保有個人情報の開示の実施方法等申出書が提出された日から１週間後までに発送予定
郵送料（見込額）：定形外通常郵便物（規格内・簡易書留相当額）８６０円

＊　担当課等　　大阪法務局総務部庶務課　電話 06-6942-1483（直通）

保有個人情報の開示をする旨の決定通知書に関する説明事項

1　「開示の実施の方法等」

開示の実施の方法等については、この通知書を受け取った日から３０日以内に、同封した「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」により開示の実施の申出を行ってください。

開示の実施の方法は、通知書の４(1)「開示の実施の方法等」に記載されている方法から自由に選択できます。

事務所における開示の実施を選択される場合は、通知書の４(2)「事務所における開示を実施することができる日時、場所」に記載されている日時から、希望の日時を選択してください。記載された日時に都合がよいものがない場合は、「＊担当課等」に記載した担当まで連絡してください。なお、開示の実施の準備を行う必要がありますので、「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」は開示を受ける希望日の３日前には当方に届くように提出願います。

また、写しの送付を希望される場合は、「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」によりその旨を申し出てください。なお、この場合は郵送料（郵便切手）が必要となります。

2　決定に対する審査請求等

決定に不服がある場合には、行政不服審査法又は行政事件訴訟法により、審査請求又は取消訴訟を提起することができます。これについて詳しくは、通知書の「２　不開示とした部分とその理由」の「※」をお読みください。

3　開示の実施について

(1)　事務所における開示の実施を選択され、その旨「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」により申し出られた場合は、開示を受ける当日、事務所に来られる際に、本通知書をお持ちください。

(2)　写しの送付を希望された場合は、「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」に併せて、お知らせした送付に要する費用を郵便切手又は総務大臣が定める証票で送付してください。

4　担当課等

開示の実施方法等、審査請求の方法等についてご不明な点がありましたら、本欄に記載した担当までお問合せください。

（別紙）

不開示とした部分とその理由

⑴　本件開示請求に係る保有個人情報には、人権侵犯事件の調査・処理に関する職員間の協議・検討内容に関する情報が含まれるところ、このような情報が開示されることになれば、今後の人権侵犯事件処理において、職員が率直な意見を述べることをちゅうちょし、ひいては事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号。以下「法」といいます。）第７８条第１項第７号柱書きに該当するため不開示とした。

⑵　本件開示請求に係る保有個人情報には、人権侵犯事件において、関係機関から情報提供があった事実が含まれるところ、このような情報が開示されることになれば、関係機関が情報提供することをちゅうちょするようになり、ひいては事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第７８条第１項第７号柱書きに該当するため不開示とした。

⑶　本件開示請求に係る保有個人情報には、職員、関係機関その他の関係者との間での連絡に用いている非公表の電話番号及び内線番号が記載されているところ、このような情報が開示されることになれば、外部の者がこれらをみだりに利用するおそれがあるなど、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第７８条第１項第７号柱書きに該当するため不開示とした。